

## ダイジェスト版

こどもであるあなたが

いま・ここ

幸せに育ち

自分らしく生きていくために

【長野県社会的養育推進計画(後期計画)】  
—概要版—

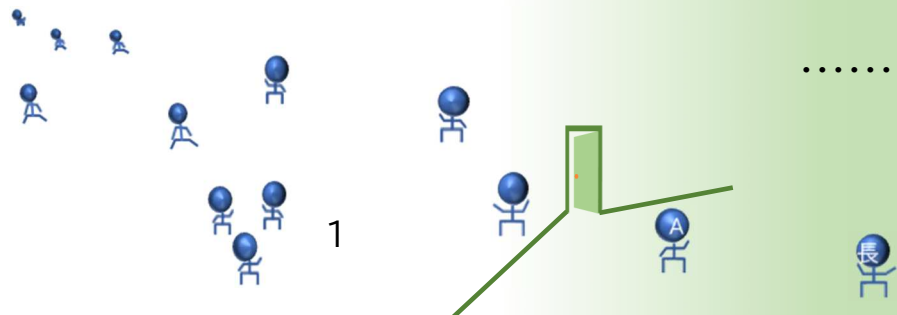
2025  
～2029 年度

2025.3

長野県

# 目次

|    |                                                                        |    |
|----|------------------------------------------------------------------------|----|
| 1  | はじめに 新しい計画づくりのための話し合いをダイジェストで振り返る                                      | 2  |
| 2  | どんな計画？                                                                 | 3  |
| 3  | この計画が目指すもの(計画の目標)                                                      | 4  |
| 4  | 計画の基本的な考え方(計画の理念)                                                      | 5  |
| 5  | 取組① こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること                                        | 6  |
| 6  | 取組② こどもができるだけ家庭で育てられるようにするための取組                                        | 7  |
| 7  | 取組③ ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護をするための取組                                        | 8  |
| 8  | 取組④ 家族と離れて生活しなければならないこどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけられるための取組      | 9  |
| 9  | 取組⑤ 家族と離れて生活しなければならないこどもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるようにするための取組 | 10 |
| 10 | 取組⑥ 施設が地域のなかで「進化」するための取組                                               | 11 |
| 11 | 取組⑦ 施設や里親の家などで生活したことがある人たちが自立できるようにサポートするための取組                         | 12 |
| 12 | 取組⑧ 児童相談所のはたらきをさらに高めるための取組                                             | 13 |
| 13 | 取組⑨ 新しい計画を知ってもらうこと、そして新しい計画を進めていくための人を育て、増やしていくための取組                   | 14 |
| 14 | それぞれの取組の目標など                                                           | 15 |
| 15 | 計画を進めていくために必要な拠点などの整備目標                                                | 16 |
| 16 | おわりに                                                                   | 17 |



## 1 はじめに 新しい計画づくりのための話し合いをダイジェストで振り返る

ここは、長野県のどこかにある「こども福祉ミーティングルーム<sup>(注)</sup>」。

長野県のこどもたちが幸せに暮らせるよう、どんなことをすればよいか、いろいろな人たちと話し合いをしながら決めていく場所です。

さて、長野県内で暮らすこどもを社会全体で育て、こどもにとって最もよいことが行われる(こどもの最善の利益の実現)ために取り組んでいくことを決めた計画(「長野県社会的養育推進計画」)をつくり直すための長い話し合いが、さきほど終わったところです。

そして、みんなが帰っていきなかで、最後に残ったのが A さん。

A さんも、長い話し合いで大変だったと思いますが、ありがとうございました

ありがとうございました  
ところで、帰る前に相談したいことがあるんです

何でしょうか？

「こどものための計画」として話し合って決めてきた、この計画を友だちやほかのこどもたちにも教えてあげたいと思っています

そう言ってもらえると、とてもうれしいです

でも、長すぎて、どのように教えてあげればよいかわからないのです

たしかに、そうですね・・・  
そうしたら、いっしょにこれまでの話し合いをダイジェストで振り返ってみましょうか？

それは、いいかもしれませんね  
ぜひ、お願いします

### 《解説など》

(注)「こども福祉ミーティングルーム」とそこに登場する人は、想像上(架空)の場所(空間)と人(人物)ですが、この本(計画)に書かれたことは、実際に長野県で話し合いなどをして取り組んでいくと決めたことです。

### 【計画の位置づけ】

本計画は、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～」の施策の総合的展開のうち、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」の個別計画として、本県における社会的養育の推進に向けた取組等をまとめたものです。

### 【登場する人】

#### 長野県

みんなと話し合っ  
て計画を  
つくった  
人



#### Aさん

長野県で  
家族と生  
活してい  
るこども  
の一人



## 2 どんな計画？

そもそも、何のための計画なのでしたっけ？



長野県は、いろいろな仕事をしていて、それぞれの仕事の方向性を決めた「〇〇計画」といったものをつくっているものもありますが、今回の「計画」は、長野県のこどもが幸せに育っていくために、どのような仕事などをしていけばよいのかを決めた「計画」になります

令和2年度に、一度つくったのでしたね



施設や里親の家で生活するこどもだけでなく、地域のなかで困難な問題を抱えながら家族と生活するこどもたちもサポートするための取組を計画としてまとめました

その計画を、見直して、新しい計画にしたのでしたね？



令和4年に法律(児童福祉法)が変わったことや、令和2年度につくった計画での取組に十分でないものも出てきたことから、見直すことにしたのです

これまで、そんな計画があることも知りませんでした



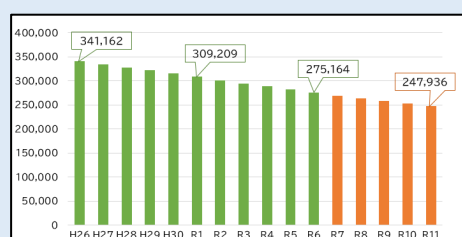
本当は、こどものみなさんにこそ、知ってほしいと思っているのですが…

そうですね…

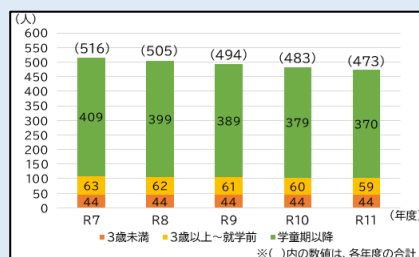


### 【参考】今回の計画期間中のこどもの数などの見込み

県内の18歳未満人口(いずれも10/1時点)(R7以降は見込み)《単位:人》



施設や里親の家などで生活するこども数見込み(R7~11)《単位:人》



### 《解説など》

現在の計画は、何らかの理由で施設や里親の家で生活しなければならないこどもが、できるだけ家庭的な環境で、安定した人間関係のもとで育てられることを目指して、平成27年3月に策定した計画(「長野県家庭的養護推進計画」)を令和2年度に全面的に見直し、新しく作った計画です(計画期間は令和2~11年度)。

その後、令和4年に児童福祉法が大きく改正され、こどもや家庭のサポート体制の強化や社会的養護を経験した人の自立支援のための立法措置が講じられました。

また、現在の計画による取組を進めてきたなかで、課題等も見えてきました。

こうした状況等を踏まえ、前期計画期間の最終年度である令和6年度に、計画の見直しを行い、新たな計画を策定することにしました(計画期間は令和7~11年度)。

### 3 この計画が目指すもの(計画の目標)

まず、この計画が目指すもの(目標)を決めましたね



【この計画が目指すもの(計画の目標)】  
こどもが人として大切にされ、安心して育ち、  
自分らしく生きられること(こどもの権利を守ること)

「権利」というのは、なかなか難しい言葉でした



「〇〇」すればという条件なしに、「あたりまえに」求めることができるもので、「おとな」だけでなく「こども」  
にもあるものです

いろいろな「権利」があるのではしたね？



こどもにとって最もよいことを・生きる権利・育つ権利・家族関係が守られる・表現の自由・生活水準の確保……いろいろあります

そのうえで、目標を次のように整理しました



- こどもが人として大切にされ……「権利」はおとなだけでなく、こどもにもあり、こどものための取組が「こどもにとって最もよいこと」であること
- 安心して育ち……生きる権利や育つ権利などの基本的な権利を守ること
- 自分らしく生きられること……安心して育つことをベースとして、表現の自由のような高いレベルの権利までを実現していくこと

そのとおりです

そして、この計画での取組は、すべてこの目標に向けた取組として考えられたものなのです



#### 《解説など》

「こどもの権利」の考え方は、第2次世界大戦後から国際社会で認識されるようになりました。

その後、1989年に国連で「こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)」が採択されました(日本は1994年に批准)。

「こどもの権利条約」においては、こどもが権利の主体であることを明確にしたうえで、こどもの「生きる権利」や「生活水準の確保」といった生きるうえで必要不可欠な基礎的な権利から、「表現の自由」といった、主体性の発揮や自己実現といったより高次のことに関わるような権利までが包括的に定められています。

本計画においては、「こどもの権利条約」において包括的に定められている「こどもの権利を守る」ことを目標としています。

## 4 計画の基本的な考え方(計画の理念)

次に、計画の「基本的な考え方」を決めましたね



この計画で決めてきた、具体的な取組に共通する「基本的な考え方(理念)」として、次の2つのものを整理しました

### 【この計画の基本的な考え方(理念)】

- ① こどもができるだけ「家庭で家族の一員として」育つこと
- ② こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つこと

①は、こどもができるだけ生まれた家庭で育つようすること、それができない場合でも、できるだけ、こどもを育ててくれる、いろいろな「家庭」のなかで生活できるように考えるということでした



上手にまとめてくれて、ありがとうございます

次の②は、こどもが、過去からも、今も、そして未来まで「ずっと」、自分のことを認めて応援してくれるおとなとの関係のなかで育つということでした



ちなみに、その「ずっと」は、こどもの目線から見た「ずっと」でなければならないというお話もしました

こうした関係のなかで育つことで、こどもは将来の見通しを持って、安心して、よりよく成長していくと考えているというお話でした



そのとおりです

そして、この2つを基本的な考え方(理念)として、これからお話しする、大きく分けて9つのこどもや家庭をサポートするための取組を考えていきました

### 《解説など》

今回の計画では、各施策に共通する考え方(理念)を以下の2つに整理したうえで、平易な表記としました。

#### 【理念①】

##### 家庭養育優先原則

まずは、こどもが生まれ育った家庭で健やかに育つように家族を最大限サポートしたうえで、家庭で適切な養育を受けられない場合も、家庭と同様の養育環境での育ちを保障するという考え方です。

#### 【理念②】

##### パーマネンシー保障

こども自身が定義する「特定のおとなとの永続的な関係」のもとでの養育環境を保障することです。

こどもが将来を見通し、自己実現を図るうえでのベースとなる安心感・所属感・自己肯定感等を確実なものとするために必要と考えられる「育ち」の環境を保障するという考え方です。



## 5 取組① こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること

まずは、計画全体にかかわるような取組として、「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ための取組を行うことでした

- こどもが自分の思いや意見を自由に言える
  - こどもが言った思いに対しておとながこたえる(答える・何かをする・できないときは理由を説明する)
- ことができる仕組みを整えていくということでしたね



特に、難しい問題を抱えたこどもや家庭をサポートしていくときには、こうしたこどもが感じていることや思っていることなどをきちんと「きいて」、サポートに当たるおとなはそれに「こたえ」なければいけません

自分から思い(意見)を積極的に出せないこどもへのサポートも必要というお話もあったと思います



たしかに、施設や里親の家で生活しているこどもにアンケートで聞いてみると、まわりのおとなに自分の思いを言えていないということもいます

そうしたこどもの思いも聞くためのサポートもしていかなければならないということでしたね



そして、そうしたサポートのための仕組みがあるということを、こどもやおとなに知ってもらうような取組も進めていきたいと考えています

### 【こどものみなさんに見て(感じて)ほしいこと】

- あなたは、生活している家(場所)で、「おとな(親など)が、あなたの思いや考えをきいて、こたえてくれている」と思いますか？
- 施設や里親の家などで生活しているあなたは、周りのおとなに自分の思いや意見を伝えることができ、おとなはそれにこたえてくれていますか？



### 《解説など》

「こどもの権利条約」において明確にされている、こどもが権利の主体であるという考え方に立てば、おとなが意見表明をする権利があるのと同じく、こどもにも意見表明の権利があります。

もちろん、こどもの年齢や状態によっては十分に言葉にならないものもありますが、おとなはこうした言葉や声にならない気持ちや思いをこどもの行動や態度などからくみ取っていくことが求められます。

特に、親子分離などの、こどもの権利に関わるような決定をする場合には、こどもの意見や思いをきく取組が必要で、そのためのサポートも必要です。

こどもの思いや意見とおとなが考えるこどもの最善の利益が一致しないこともあります。そうしたときもおとなは対話などを通じて、それに「こたえて」いくことが必要です。



## 6 取組② こどもができるだけ家庭で育てられるようにするための取組

次に話し合ったのは、「こどもができるだけ家庭で育てられるようにするための取組」でしたね？



家庭で難しい問題を抱えていても、できるだけこどもが自分の家で生活できるように、

- 市町村によるサポートの仕組みを充実させること
- 専門的なサポートを受けられる「児童家庭支援センター」を増やしていくこと
- こどもを産む前からサポートが必要な母親をサポートすること

に取り組んでいきたいと考えています

まず、市町村が「こども家庭センター」を置くこと、そして、こどもや家庭をサポートする事業(家庭支援事業)がもっとできるようにしていくということでしたね？



そうです

さらに、市町村のバックアップや、より専門的なサポートが提供できる「児童家庭支援センター」を地域ごとに増やしていきたいと考えています

そして、難しい問題を抱えたまま妊娠して、こどもを産む母親や生まれてくるこどもへのサポートもしていくということでした



はい、そうしたサポートをすることで、こどもが生まれた後も、できるだけ親子で一緒に生活できるようになってほしいと考えています

### 【こどものみなさんに見て(感じて)ほしいこと】

- あなたが住んでいる市・町・村は、あなたや家族が生活のなかで困った時に気軽に相談できて、必要なサポートをしてくれますか？
- あなたが住んでいるところの近くに「児童家庭支援センター」はありますか？
- あなたが、もし将来、妊娠してこどもを産むことに不安を持ったときに、あなたをサポートしてくれるところが近くにありますか？

### 《解説など》

令和4年の児童福祉法改正により、母子保健と児童福祉の機能を一体的にした「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務になり、県としても市町村における設置をサポートすることとします。

また、令和4年の法改正により、市町村はサポートが必要とされたこどもや家庭に対して家庭支援事業によるサポートを行わなければならないこととされており、市町村がこうした事業を実施できるようサポートしていきます。

さらに、民間の専門的な相談機関である「児童家庭支援センター」の設置をさらに進め、在宅支援の充実を図ることとします。

そして、いわゆる特定妊婦等を対象とした出産や出産後の生活サポートを行うための「妊産婦等生活援助事業」を行う拠点の設置をさらに進め、困難な問題を抱えた妊産婦等のサポートの充実を図ります。



## 7 取組③ ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護をするための取組

「一時保護」のあり方も変えていくというお話でしたね



かかわりのない人にとっては知られていないものかもしれませんが、「一時保護」は、児童相談所(県)が必要と判断したときに、こどもを一時的に家庭から離して保護するものです

急に家族から離されて、知らないところに行って、それまでの生活が変わるのは、大変なことだと思いました



もちろんそうなのですが、それでも、こどものために一時保護しなければならないことがあります

それもわかりますが、一時保護がこどもにとって、よりよいもの、安心して過ごせるものになるような取組をしなければならないということでしたね？



そのとおりです  
そのためにも、例えば、こどもがもともと生活している近くの里親の家や施設で一時保護できるようにして、できるだけ学校などにも通えるようにしていきたいと考えているところです

一時保護中の生活や持ち物のルールなどもできるだけ少なくしていこうとしているのですかね？



はい  
こうした取組などを進めることで、ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護ができるようにしていきたいと考えています

### 【こどものみなさんに見て(感じて)ほしいこと】

- もし、あなたが「一時保護」されることになったとき、一時保護されているところは、あなたが安心して過ごせる場所ですか？
- 一時保護されているとき、スマートフォンなどのあなたの持ち物ができるだけ自由に使えるように考えてもらっていますか？

### 《解説など》

一時保護は児童福祉法に基づき、こどもの心身の安全の確保等を目的として行うものです。

しかし、こどもにとっては、それまで過ごしてきた環境から突然切り離されることになるため、心理的な負担が大きいものでもあります。

そのため、一時保護については、こどもの権利を守るという視点を持ちながら、ひとりひとりのこどもに合った、よりよいものにしていく取組が必要です。

具体的には、

- ・ 一時保護時のこどもの意見表明への配慮
- ・ 住み慣れた地域に近い里親や施設等への一時保護委託
- ・ 可能な限り原籍校へ通学できるような配慮
- ・ 一時保護所におけるルールの定期的な見直し等の取組を進めていくこととしています。



## 8 取組④

家族と離れて生活しなければならないこどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけられるための取組

次に話し合ったのが、何らかの理由で家族から離れて生活しなければならないこどもへのサポートでした

それには3つあって、1つ目は「児童相談所によるサポートのあり方を変えていく」ということでしたね

これまでの児童相談所の仕事は、こどもの保護が中心になっていて、こどもに「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけてもらうためのサポートが十分にできていませんでした

これからは、児童相談所に、専門のチームを置いて、こどもがこうした関係を見つけるためのサポートをしたり、家族との「つながり」が前向きになるようなサポートをしたり、新しい親子関係をつくるためのサポート体制をつくっていきたいということでした

こどもや家庭によっていろいろな「かたち」はあると思いますが、こどもが自分のことをずっと応援してくれるおとなとの関係を見つけられるようなサポートをするための仕組みをつくっていきたいと考えています

そして、実際にこうした取組を進めていくためには、児童相談所だけでなく、市町村や施設・里親等も同じ目的をもって、こどもや家庭をサポートしていけるようにする必要があるというお話でしたね

### 【こどものみなさんに見て(感じて)ほしいこと】

- あなたには「自分をずっと支え、つながっていてくれる」と感じられるおとなが一人でもいますか？
- もし、あなたがいま、家族との関係がよくないと感じているとしたら、あなたの周りに、その関係が前向きになるようなサポートをしてくれるおとなの人がいますか？
- あなたは「特別養子縁組」などの「新しい親子関係」によって、新しく親子や家族になる人たちがいることを知っていますか？

### 《解説など》

児童相談所では、こどもの安全確保等といった、こどもの権利を守る目的でこどもを家庭から保護して、里親委託や施設入所の措置を行うことがあります。

それはそれで意義はありますが、これまでの児童相談所のケースマネジメントはそこで「ひと区切り」となる傾向がありました。

しかし、これからの児童相談所においては、「これまでやらなければいけなかったけれど、できてこなかった」計画の基本的な考え方(計画の理念)を踏まえたケースマネジメントを行っていくことが求められています。

そのため、児童相談所に専門職員による担当チームを設置し、こどもの家庭復帰や家族関係再構築、特別養子縁組の推進などの、こどものパーマネンシー保障に向けたケースワークを行っていくための体制作りに取り組んでいきます。

## 9 取組⑤

家族と離れて生活しなければならないこどもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるようにするための取組

何らかの理由で家族から離れて生活しなければならないこどもへのサポートの2つ目は、「施設より里親家庭やファミリーホームで生活するこどもを増やすこと」でした



自分の家や親せきの家、新しい親子関係による家庭でないとしても、できるだけ多くのこどもが「家庭」という場所で生活できるようにしたいと考えています

里親は自分の親や預かるこどもの家族と一緒にってこどもを育てる人で、家庭という場所(人)ではありませんが、すべきことは施設と同じということでしたね



はい  
そして、施設による専門的なサポートが必要なこどもなど、里親の家などより、施設での生活の方がよいと考えられるこどもでなければ、里親の家などで生活できるように取り組んでいきたいと思っています

そのためには、長野県には里親がまだまだ少ないので、もっと里親を増やしていかなければならないという話もありました



また、里親になってくれる人を見つけて、里親をサポートしていくための仕組みをより充実させるための拠点となる「里親支援センター」も県内に増やしていきたいというお話もしましたね

### 【こどものみなさんに見て(感じて)ほしいこと】

- あなたは、「里親」がどんな人であるかを正しく知っていますか？
- あなたが里親に育ててもらっているとしたら、その里親はあなたと家族との関係を大切にしてくれていると感じていますか？
- あなたが里親に育ててもらっているとしたら、その里親は、いろいろな人のサポートを受けながらあなたを育ててくれていると感じていますか？

### 《解説など》

パーマネンシー保障のためのケースマネジメントにおける目標設定(優先順位)において、里親は最後の「家庭」環境です。

計画の基本的な考え方(計画の理念)も踏まえ、代替養育を必要とするこどもであっても、家庭生活ではよくないようなこどもを除き、里親やファミリーホームへの委託を検討していく必要があります。

特に乳幼児は、特定のおとなとのアタッチメント(愛着)形成の面などから、里親等への委託を原則とします。

なお、そのためには、同時に受け皿となる里親を増やしていくための取組も必要です。

また、里親による養育を施設と同様の「チーム養育」としていくために、里親のリクルートから委託中・委託解除後のサポートを担う「里親支援センター」の設置も進めていきます。



## 10 取組⑥ 施設が地域のなかで「進化」するための取組

何らかの理由で家族から離れて生活しなければならない子どもへのサポートの3つ目は施設のあり方を変えていく」ということでしたが、それは施設の「進化」であるというお話でした



これまで施設は、預かった子どもを育てることが主な仕事でしたが、子どもが求めるもの、時代や地域が求めるものにあわせた「かたち」や「はたらき」に変わること、すなわち「進化」が求められていると考えています

いくつか「進化」の「かたち」がありましたが、1つは少ない人数で施設そのものとは別の場所で地域のなかで生活できるようにすること（グループホーム化）でした



「家庭」そのものではありませんが、こうしたグループホームを増やして、できるだけ「家庭的」な雰囲気ですぐ子どもを増やしていきたいと考えています

施設が持っている専門的な経験などを活かして、地域の子どもや家庭をサポートするための事業がもっとできるようにしていきたいという話もありました



県や児童相談所でも施設をサポートしていきながら、市町村の家庭支援事業、「児童家庭支援センター」や「里親支援センター」などに取り組んでもらえる施設を増やしていきたいと考えています

こうした「進化」によって、施設が、今後も地域のなかで生き残り、活躍していったほしいということでしたね



### 【子どものみなさんに見て(感じて)ほしいこと】

- あなたが家庭にいて、あなたが住んでいるところの近くに施設があるとしたら、その施設はあなたにとって身近なものだと感じられますか？
- あなたが施設で生活しているとしたら、そこでの生活は「家庭」に近い生活だと感じていますか？

### 《解説など》

施設（特に乳児院や児童養護施設）においては、長い間、児童相談所が措置する子どものケアを行っていくことが主な仕事でした。

しかし、今回の計画の基本的な考え方（計画の理念）に基づく取組を進めていくに当たっては、施設もその機能を変えていかなければならない時期に入っていると考えられます。

具体的には、本体施設とは独立した場所で少人数による施設ケアを行う「小規模かつ地域分散化」と呼ばれるグループホーム化や、施設が入所児童のケアのために培ってきた専門性を地域の子どもや家庭の支援に振り向ける「多機能化」あるいは「機能転換」などが求められています。

それぞれの施設が地域のなかで、こうした「進化」をとげ、引き続き活躍できるよう、県や児童相談所においても必要なサポートを行っていきます。



## 11 取組⑦ 施設や里親の家などで生活したことがある人たちが自立できるようにサポートするための取組

施設や里親の家などで生活したことがある人などが、おとなになってから自立していくためのサポートについても話し合ってきましたね？



こうした人たちは、学費や生活費などが十分でなかったり、社会のなかで人間関係に難しさを感じたりしている人もいますが、これまでは、こうした人たちが自立していくためのサポートが十分ではありませんでした

これまでは、18 歳になれば、あるいは、高校を卒業すれば施設や里親の家を出ていくことが多かったようですが、法律なども変わってきたなかで、こうした年齢だけで区切ったサポートは変えていくというお話でした



例えば、20 歳までは施設や里親の家などに残れるようにする、また、20 歳を過ぎても「児童自立生活援助事業」によって、引き続き施設などのサポートを受けながら生活できるようにしていきたいと考えています

そして、施設や里親の家を出て、社会のなかで生活している人たちへのサポートについては、施設や里親の人たちも頑張っているというお話もありました



そうしたつながりも続くとよいですし、県でも、施設や里親の家などでの生活を経験した人たちが交流したり、生活の困りごとを相談したりできる「社会的養護自立支援拠点」もつくってサポートしたいと考えています

### 【こども(若者)のみなさんに見て(感じて)ほしいこと】

- あなたが、施設や里親の家などで生活しているなかで、おとなになってからも自立に向けてサポートしてほしいと思っているとしたら、施設や里親はそうしたサポートをしてくれそうですか？
- あなたが、施設や里親の家を離れて生活していて、何か困ったことがあったときに相談などができて、サポートしてくれるところがありますか、また、そういったところを知っていますか？

### 《解説など》

社会的養護を経験した人たち(ケアリーバー)のなかには、十分なパーマネンシー保障がされなかったこと等により、自立への課題を抱えている人もいます。

こうした人たちへのサポートについては、まず、児童福祉法の改正により、「児童自立生活援助事業」の年齢要件が弾力化されるとともに、児童養護施設や里親でも実施できるようになったことから、年齢で区切らずに施設等での生活を続けながら、自立へのサポートが可能となるようにしていきます。

また、ケアリーバーの自立後のサポートについては、施設や里親が可能な範囲で対応してきたものもありますが、今後は、ケアリーバーが交流し、生活上の困りごとなどを相談して、サポートが受けられる「社会的養護自立支援拠点」によるサポートの重層化も図っていききたいと考えています。



## 12 取組⑧ 児童相談所のはたらきをさらに高めるための取組

さて、最近、児童相談所への相談も多くなっていて、相談の内容も難しくなっています

児童相談所といえば虐待への対応というイメージが強かったのですが、そのほかにも、こどもの福祉のためのいろいろな仕事をしていて、職員のみなさんも大変だということがわかった気がします

これまでも、児童相談所の職員を増やしたりして、難しい問題を抱えるこどもや家庭へのサポートに対応できるようにしてきましたが、こうした職員のレベルをさらに上げていく必要もあると考えています

児童相談所の配置も考えていくということでしたね？

長野県の人口も減る予想となっていて、こうした人口などの状況なども見ながら、考えていく必要があると思っています

また、これまでのお話を聞いていると、児童相談所だけで解決できる問題ばかりではなさそうですね？

そのとおりです  
これまで以上に、市町村や学校、警察、里親、施設などのこどものサポートにかかわるいろいろな人たちと協力しながら、難しい問題を抱えるこどもや家庭へのサポートをしていきたいと考えています

### 【こどものみなさんに見て(感じて)ほしいこと】

- あなたがいる地域の児童相談所では、虐待への対応のほかにどんな仕事をしているか知っていますか？
- あなたが児童相談所とかかわっているとしたら、児童相談所によるサポートはよくなっていると感じていますか？

### 《解説など》

近年、児童相談所に寄せられる相談は増加あるいは高止まりの傾向にあり、その内容も複雑・困難なものも増えてきていると考えられます。

こうしたなかで、国が示した職員配置基準に基づいて児童相談所の職員数を増やしてきたところですが、経験の浅い職員も増えたことから、職員の育成も課題となってきています。

そのため、今後は、専門資格(こども家庭ソーシャルワーカー)を持った職員や、指導的立場を担える職員の育成等に取り組む必要があります。

そして、今回の計画の基本的な考え方に基づくケースワークを行っていくうえでは、市町村、里親、施設などの様々な関係機関との協働が一層求められます。

なお、今後の人口減少等を見込んだ児童相談所の配置のあり方を検討する必要もあるところです。

## 13 取組⑨ 新しい計画を知ってもらうこと、そして新しい計画を進めていくための人を育て、増やしていくための取組

はじめにも言いましたけれど、この計画をたくさんのかどもに知ってもらいたいですね



これまで考えてきた計画がきちんと進んでいて、自分たちの状況がよくなっているかをチェックするのは、おとなだけでなく、かどものみなさんだと考えています

「かどものための計画」であるだけでなく「かどもとともにある計画」にしていきたいということでしたね



具体的な方法は、これから考えていきたいですが、そういう計画になるようにしていきたいと考えています

また、この計画に実際に取り組んでくれる人を育てることも必要だというお話もありました



この計画の目標や基本的な考え方などを、かどもたちをサポートしていく人たちに理解してもらって、実際のサポートにあたってほしいと思っています

そして、こうした仕事に取り組んでくれる人がまだまだ足りないのも、もっと増やしていきたいということでしたね？



もちろん簡単ではないと思いますが、里親だけでなく、市町村、施設、児童相談所の職員などのかどものサポートをしてくれる人を増やしていけるような取組を考えていきたいと思っています

### 【かどものみなさんに見て(感じて)ほしいこと】

- あなたのまわりに、今回の新しい計画について教えてくれるおとなはいますか？
- あなたが家族との関係に問題を抱えているとしたら、あなたをサポートしてくれているおとなは、今回の新しい計画を正しく理解して、サポートしてくれていると思いますか？

### 《解説など》

この計画が「かどものための計画」であるとするれば、取組の評価は、受益者であるかどもから受ける必要があります。

具体的な方法は、今後検討していきますが、かどもによる評価を受けながらこの計画を進めることで、「かどもとともにある計画」にしていきたいと考えているところです。

また、この計画を進めていくためには、それぞれの現場における関係者による理解が不可欠であり、研修等を通じて、この計画を実践してくれる人を「育てる」ことも必要です。

そして、かども福祉の現場は、多くの場所で人手不足が指摘されています。

もちろん、人材確保については、簡単に解決できる方法はありませんが、先進的な取組等を共有していきながら、有効となりうる取組を関係者とともに検討していきたいと考えています。



## 14 それぞれの取組の目標など

この計画での取組を進めていくうえで、いろいろな目標も立てていきました



| 取組                                                                 | 目標とするもの                                              | 令和 6 年度の現状                                       | 令和 11 年度の目標                       |
|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------|
| こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること                                        | 「いま生活している施設などで、おとなは、あなたの考えや思ったことを聞いてくれている」と答えるこどもの割合 | 73.0%                                            | 100.0%                            |
| こどもができるだけ家庭で育てられるようにするための取組                                        | 「こども家庭センター」を置いている市町村の数                               | 32 市町村                                           | 77 市町村<br>(全市町村)                  |
| ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護をするための取組                                        | 一時保護されるこども専用の場所を用意している施設の数                           | 5 施設                                             | 8～10 施設                           |
| 家族と離れて生活しなければならないこどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけられるための取組      | 「特別養子縁組」の件数                                          | 5件※<br>※令和5年度の件数                                 | 20 件くらい                           |
| 家族と離れて生活しなければならないこどもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるようにするための取組 | 施設や里親の家などで生活するこどものうち、里親の家やファミリーホームで生活するこどもの割合        | 21.5%※<br>〔小学校入学前までのこどもだけでは、38.4%※〕<br>※令和5年度の割合 | 55.6%<br>〔小学校入学前までのこどもだけでは、75.0%〕 |
| 施設が地域のなかで「進化」するための取組                                               | 施設で生活するこどものうち、グループホームで生活するこどもの割合                     | 13.7%                                            | 50.0%                             |
| 施設や里親の家などで生活したことがある人たちが自立できるようにサポートするための取組                         | 「児童自立生活援助事業」を行う児童養護施設の数                              | なし                                               | 14 施設<br>(全施設)                    |

### 《解説など》

今回の計画におけるそれぞれの取組を決めていくに当たり、目標となる数値等についても設定しました。

また、それぞれの取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めない評価指標も別途設定し、定期的に評価していくとしています。

ほかにもたくさんありましたけれど、こうやって見てみると、主なものだけでも、いろいろありましたね

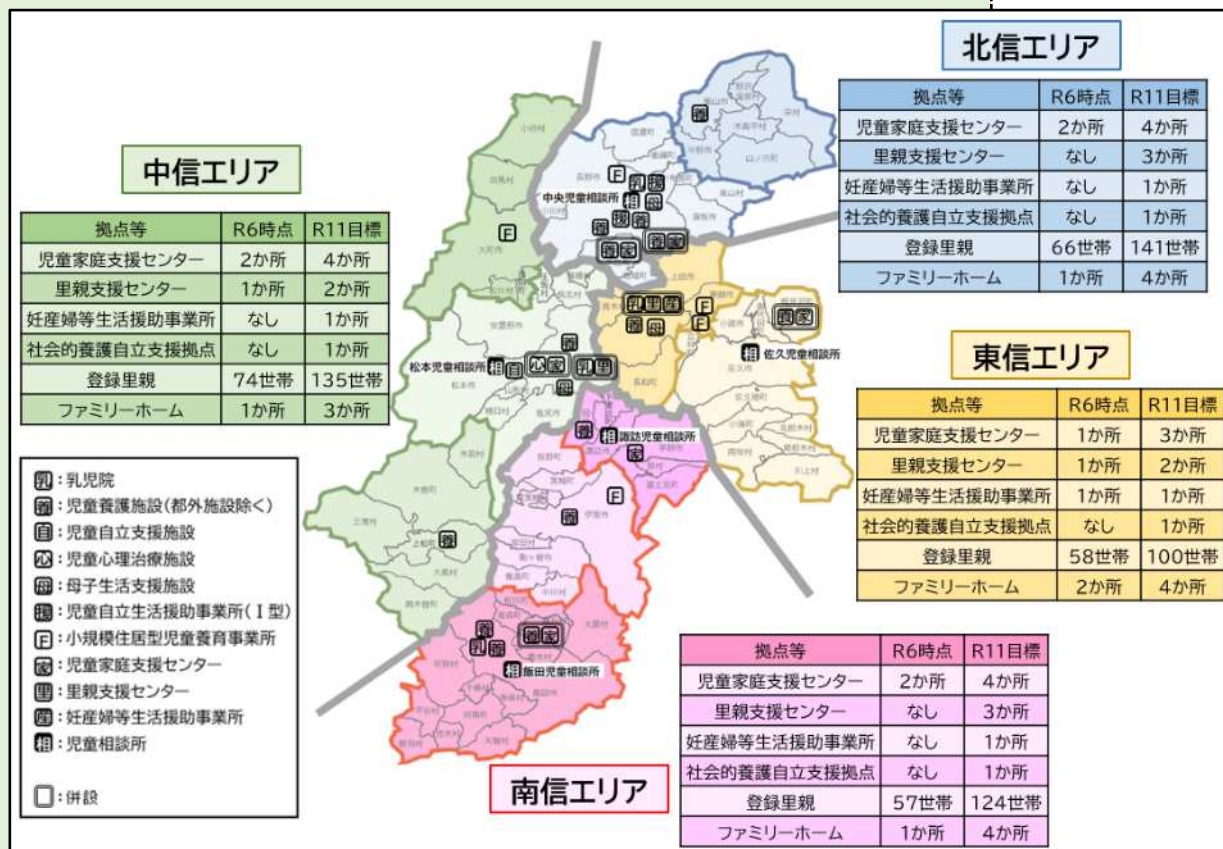


## 15 計画による取組を進めていくために必要な拠点などの整備目標

さらに、計画を進めていくために必要となる拠点などの整備目標も決めていきました

《解説など》

この計画は、資源整備のための計画でもあります。



こども自身が持つ「つながり」をできるだけ大切にして、生活している地域のなかでサポートができるような拠点などをつくっていきたいということでした



はい、そのために地域ごとの目標も決めてきました

里親の家などで生活できるこどもを増やすために、里親も増やしていきたいというお話もありました



そのとおりです

こうした拠点などができると、こどもたちによりよいサポートができてほしいですね



今回の計画では計画の推進に必要なと考えられる施設や事業所等について、地域ごとに目標設定しました。

これは、こどもをサポートするに当たっては、こども自身が持つ「つながり」を可能な限り維持するために、サポートに必要なとなる資源を、できるだけ地域内で完結させたいという考え方によるものです。



## 16 おわりに

これで、新しい計画をつくるための話し合いについて、ダイジェストで振り返ることができたように思います

そうですね  
ありがとうございました

こちらこそ、この新しい計画の内容について、もう少し簡単に説明できるようになりそうですので、助かりました

この計画が「絵にかいたもち」にならないようにしてほしいという話もありましたね？

いろいろな人たちと協力して、頑張っていきたいと思っています

あ、もうこんな時間なんですね  
私も、そろそろ帰りますね

本当ですね  
気をつけて帰ってくださいね

ここでの話し合いに参加して、家族との問題などで、いろいろな場所で生活しながらも、頑張っている子どもたちがいることが、よくわかったように思います

そう言ってもらえると、うれしいです

そして、こどもがどこで育っていくとしても、こどもがいる「いま・ここで」幸せに育ってほしいなとも思いました

さらに、「自分らしく」生きていてほしいと思います  
そのためにも、ひとりひとりのこどもにあわせたサポートができるように頑張らないといけないですね

### 《解説など》

この計画を着実に推進するために、計画の進捗状況は、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において検証・評価を行い、推進に向けた課題や具体的施策などについて検討していきます。

なお、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会における検証・評価・検討の内容については、関係機関等に周知し、関係機関等の協働により計画の推進に努めます。

また、計画期間の中間年を目安として、計画の進捗状況について総合的な検証・評価を行います。そのうえで、必要に応じて、計画の見直しを行い、取組の推進を図ります。（中間年以外の年度であっても、社会状況の変化等により、具体的施策や目標の見直し等が必要となった場合は、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、計画の内容の見直しを検討します。）

**長野県社会的養育推進計画(後期計画)－概要版－**  
(計画期間:令和7年度～令和11年度)

策定 令和7年3月

発行 長野県 県民文化部 こども若者局 こども・家庭課 児童相談・養育支援室  
〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電 話 026-235-7099

F A X 026-235-7390

電子メール [jido-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:jido-shien@pref.nagano.lg.jp)

ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/syakaitekiyougo/shakaitekiyouikusuishinkeikaku.html>

こどものあなたが家族のことなどで悩んでいるときは・・・

電話：**0800-800-8035**《通話は無料です》

(長野県子ども支援センター)(10:00～18:00 日曜日・祝日・年末年始は休み)

子育てに悩んでいるときは・・・

電話：**026-225-9330**(通話料がかかります)

(長野県子ども支援センター)(10:00～18:00 日曜日・祝日・年末年始は休み)

虐待かもしれないと思ったときは・・・

電話：**189** (いちはやく) 《通話は無料です》

(児童相談所虐待対応ダイヤル)

電話：**0120-189-783**《通話は無料です》

(児童相談所相談専用ダイヤル)

電話：**026-219-2413**(通話料がかかります)

(長野県 児童虐待・DV24 時間ホットライン)

この冊子(計画(ダイジェスト版))についてのお問い合わせ

電話 **026-235-7099** (8:30～17:15 土日・祝日・年末年始は除く)

電子メール jido-shien@pref.nagano.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/syakaitekiyougo/shakaitekiyouikusu-ishinkeikaku.html>

(長野県 県民文化部 こども若者局 こども・家庭課 児童相談・養育支援室)

